第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の35第３項第２号、平成31年旧措置法第68条の35第３項第１号ロ又は平成27年旧措置法第68条の35第３項第２号ロ）	10453	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表新事業開拓事業者投資損失準備金の項を削り、同表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「第68条の44第１項」を「令和２年旧措置法第68条の44第１項」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二(五)「10」」を「別表十二(五)「11」」に改め、同表中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項を削り、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中「譲渡損益調整資産」を「資産」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中「第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第４号）」を「令和２年旧措置法第68条の78第１項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の80（令和２年旧措置法第68条の78第１項の表の第４号）」に、「第５号」を「第６号」に、「第６号」を「第７号」に、「第68条の79第１項若しくは第３項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第４号）」を「令和２年旧措置法第68条の79第１項若しくは第３項又は令和２年旧措置法第68条の80（令和２年旧措置法第68条の78第１項の表の第４号）」に、「平成29年旧措置法第68条の79第８項」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第68条の79第８項」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「別表十(六)「27」」を「別表十(七)「27」」に改め、同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える。

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	第68条の98第１項	10639	法規別表十の二(三)「17」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例の項中「別表十(六)「６」」を「別表十(七)「６」」に改め、同表農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例の項中「別表十(六)「22」」を「別表十(七)「22」」に改め、同表中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の項中「第68条の102の２第１項」を「令和２年旧措置法第68条の102の２第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第百二号を同条第九十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百二号を同条第九十八号とする部分を除く。）、同条第百二十五号トの改正規定（「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の六の二第一項」を加える部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第十五号及び第九十九号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項及び認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3　この省令の施行の日から前条ただし書に規定する日の前日までの間における新規則第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五号　十五　措置法第四十二条の十二の五の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額 イ　措置法第四十二条の十二の五の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額 ロ　措置法第四十二条の十二の五の二第二項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）	十五　削除
第三十四号の二　、第四十二条の十二の五の二第一項又は	又は

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に二号を加える改正規定中同項第八号を次のように改める。

八　令和二年改正法附則第八十四条若しくは第八十六条第二項若しくは第三項又は第九十八条若しくは第百条第二項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年旧措置法第四十二条の十二の六第一項、第四十三条の二第一項若しくは第四十四条の五第一項又は第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項の規定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五七二円（本体　五二〇円）　（配送料別）